

米沢市子どもの貧困対策推進計画 令和5年度事業実施状況調査報告書

資料2

【分野1】子どもに対する支援

基本方針 子どもの健やかな「学び」と「育ち」の支援

(施策1) 教育支援の充実

1 幼児保育・保育の場等における取組

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.20	1	保育士等職員への研修会の実施	米沢市保育会、私立幼稚園・認定こども園連絡協議会等の協力を得ながら、保育士等職員を対象に、子どもの貧困に対する気づきと対応についての研修会を開催します。	こども家庭課	米沢市医師会主催の「園医と幼稚園・保育所・託児所関係者との懇談会」で、市内園医・保育所等職員に対し、幼児虐待についての講話を実施した。幼児虐待の背景には貧困が関係している場合もあり、子どもの貧困への気づきと対応の研修と考える。 ・参加者48名	B:計画通りの実施	引き続き保育士等職員への研修を実施してこどもの貧困対策について周知・啓発していく。	イ:継続・維持
P.20	2	放課後児童クラブ支援員等への研修会の実施	放課後児童クラブ支援員等に従事している人を対象に、子どもの貧困に対する気づきと対応についての研修会を開催します。	こども家庭課	米沢市保育会、幼保連、小中高等学校校長会、学童保育連絡協議会、放課後デイサービス、介護事業所等に、こども家庭支援に関する研修依頼を募る通知を送付し、放課後等デイサービス事業所1か所、介護事業所2か所に研修を実施した。	B:計画通りの実施	引き続きこども家庭支援に関する研修を行い、こどもの貧困対策について周知・啓発していく。	イ:継続・維持

2 子どもの学びと育ちを支えるための取組

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容		令和6年度 実施(予定)事業の内容	
P.20	3	G I G Aスクール構想の実現	子どもに1人1台端末を整備し、個別最適な学びの充実に図ります。また、家庭にインターネット環境が整っていない児童生徒に対し、モバイルルーターの貸出等を実施します。	学校教育課	子どもに1人1台端末を整備し、個別最適な学びの充実を図った。また、家庭にインターネット環境が整っていない児童生徒に対し、モバイルルーターの貸出等を実施した。	B:計画通りの実施	子どもに1人1台端末を整備し、個別最適な学びの充実を図っていく。また、家庭にインターネット環境が整っていない児童生徒に対し、モバイルルーターの貸出等を実施していく。	イ:継続・維持
P.20	4	幼児教育・保育の保育料・副食費軽減	全国一律の幼児教育・保育の無償化に加え、0歳から2歳までの保育料については、国の徴収基準の平均で80%となる軽減を実施します。あわせて県の段階的無償化も採用し、軽減を図っています。また、第3子以降の保育料については年齢上限を撤廃して保育料の無償化を実施します。	子育て支援課	県の段階的無償化を採用するとともに市独自で第3子以降の保育料については年齢上限を撤廃して、保育料や副食費の無償化を実施し、保護者の負担軽減を図った。また、0歳から2歳までの保育料については、国の徴収基準の約55%となる軽減を実施した。	B:計画通りの実施	引き続き、保育料の軽減や、第3子以降の保育料や副食費について、年齢上限を撤廃しての無償化を実施し、保護者の負担軽減を図る。	イ:継続・維持
P.21	5	認可外保育施設保育料の軽減	県の補助事業を活用し、認可外保育所に入所している所得要件等を満たす多子世帯に対し保育料を軽減します。	子育て支援課	所得要件等を満たす多子世帯(21世帯)の保育料の一部を補助することで、保護者の経済的負担軽減を図った。	B:計画通りの実施	引き続き所得要件等を満たす多子世帯の保育料を軽減し、保護者の負担軽減を図る。	イ:継続・維持
P.21	6	放課後児童クラブ保育料の軽減	県の補助事業を活用し、要保護世帯・準要保護世帯と所得要件を満たす多子世帯に対し保育料を軽減します。	子育て支援課	準要保護世帯の児童116名、所得要件を満たす多子世帯の児童84名の保育料の一部を補助することで、保護者の経済的負担軽減を図った。	B:計画通りの実施	引き続き要保護・準要保護世帯や所得要件を満たす多子世帯の保育料の一部を補助し、保護者の負担軽減を図る。	イ:継続・維持

米沢市子どもの貧困対策推進計画 令和5年度事業実施状況調査報告書

P.21	7	就学援助制度の実施	経済的理由によって、就学困難と認められる小学生及び中学生の保護者に対し、学用品費や給食費等について1年を通じて補助し、入学時の学用品費も支給します。	学校教育課	経済的理由によって、就学困難と認められる小学生及び中学生の保護者に対し、学用品費や給食費等について1年を通じて補助し、入学時の学用品費も支給した。 【令和5年度実績】小学校：20,742,041円 中学校：25,802,216円	B:計画通りの実施	経済的理由によって、就学困難と認められる小学生及び中学生の保護者に対し、学用品費や給食費等について1年を通じて補助し、入学時の学用品費も支給する。	イ:継続・維持
P.21	8	入学準備金制度（生活保護受給者）	生活保護受給者で、子どもが小学校・中学校・高等学校に入学するときに入学準備のための費用を必要とする場合に支給します。	社会福祉課	生活保護受給者で、子どもが小学校・中学校・高等学校に入学するときに入学準備のための費用を必要とする場合に支給しました。	B:計画通りの実施	生活保護受給者で、子どもが小学校・中学校・高等学校に入学するときに入学準備のための費用を必要とする場合に支給します。	イ:継続・維持
P.21	9	進学準備金給付制度（生活保護受給者）	生活保護世帯の子どもで大学等に進学した者に対して、進学給付金を支給します。	社会福祉課	生活保護世帯の子どもで大学等に進学した者に対して、進学準備給付金を支給しました。	B:計画通りの実施	令和6年1月から、大学等への進学のほか、就職する者も対象として拡大されたため、進学、就職準備給付金として対象者へ支給します。	ア:新規・拡充
P.21	10	高等学校等就学支援金	高等学校の生徒のうち、所得要件を満たす場合の授業料の実質無償化もしくは軽減します。	各高等学校	全校生徒へ意向登録を依頼し、県教育政策課で審査を行い、所得要件を満たす場合に授業料の納付が不要となる。	B:計画通りの実施	全校生徒へ周知を行い、手続きが必要な方へ意向登録を依頼している。県教育政策課で審査を行い、所得要件を満たす場合に授業料の納付が不要となる。	イ:継続・維持
P.21	11	高校生等就学給付金等	就学支援金とは別に、低所得世帯に対して授業料以外の教育費（教科書費、教材代など）の負担軽減のための給付をします。	各高等学校	「奨学のための給付金」の制度について、全校生へ周知し、保護者等の住民税所得割が非課税の場合や生活保護受給世帯等に対し、支給区分に応じて給付を行っている。	B:計画通りの実施	「奨学のための給付金」の制度について、全校生へ周知し、保護者等の住民税所得割が非課税の場合や生活保護受給世帯等に対し、支給区分に応じて給付を行います。	イ:継続・維持

3 高等教育への進学を支えるための取組

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.21	12	「高等学校奨学金」ほか各種奨学金	勉学意欲がありながら経済的理由により就学が困難な高等学校の生徒を支援するため、「高等学校奨学金」、「日本学生支援機構奨学金」などの制度について周知します。	各中学校・各高等学校	「山形県高等学校奨学金」や「日本学生支援機構奨学金」等の各種奨学金について、全校生徒へ周知し、申請があった生徒の手続きを行っている。	B:計画通りの実施	「山形県高等学校奨学金」や「日本学生支援機構奨学金」等の各種奨学金について、全校生徒へ周知し、申請があった生徒の手続きを行います。	イ:継続・維持

米沢市子どもの貧困対策推進計画 令和5年度事業実施状況調査報告書

P.21	13	高等教育の修学支援新制度	大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に進学し、通う場合に、所得要件により授業料の減免や給付型奨学金の支給が受けることができる制度を周知します。	各高等学校	「日本学生支援機構奨学金」について、全校生徒へ周知し、申請があった生徒の手続きを行っている。	B:計画通りの実施	「日本学生支援機構奨学金」について、全校生徒へ周知し、申請があった生徒の手続きを行います。	イ:継続・維持
P.21	14	奨学金返還支援事業	大学等を卒業後に県内に居住し就業を希望する学生に対し、奨学金の一部の返還を支援します。	地域振興課	事業の募集を行い、助成候補者10名を認定した。また、県内に居住・就業開始後3年を経過し、助成対象者に認定された6名に対し、奨学金の一部返還を行った。	B:計画通りの実施	事業の募集を行い、助成候補者の認定を行うとともに、県内に居住・就業開始後3年を経過し、助成対象者に認定予定の4名に対し、奨学金の一部返還を行う。また、令和6年度から日本学生支援機構第2種奨学金も対象に加え、事業を拡充する。	ア:新規・拡充

4 学習体験機会等の確保

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.22	15	生活困窮者等子どもの学習・生活支援事業(生活困窮者自立支援事業)	生活困窮世帯の子どもに対し学習の習慣づけや学校の勉強の予習・復習、受験等進学のための学習支援・学び直しを行うとともに、保護者に対して個別の進学相談・進学に必要な奨学金の情報提供などによる養育支援を実施します。	社会福祉課	生活困窮世帯の28名の子どもに対し学習の習慣づけや学校の勉強の予習・復習、受験等進学のための学習支援・学び直しを行うとともに、保護者に対して個別の進学相談・進学に必要な奨学金の情報提供などによる養育支援を実施しました。	B:計画通りの実施	生活困窮世帯の子どもに対し学習の習慣づけや学校の勉強の予習・復習、受験等進学のための学習支援・学び直しを行うとともに、保護者に対して個別の進学相談・進学に必要な奨学金の情報提供などによる養育支援を実施します。	イ:継続・維持
P.22	16	ひとり親家庭対象生活学習支援事業	ひとり親家庭の小学生・中学生・高校生を対象に、大学生等が宿題や学習の支援を行います。	こども家庭課	ひとり親家庭の小学生・中学生・高校生を対象に、毎週土曜日、置賜総合文化センターにて大学生等が宿題や学習の支援を行いました。 ・利用延べ人数269人	B:計画通りの実施	ひとり親家庭の小学生・中学生・高校生を対象に、毎週土曜日、すこやかセンターにて大学生等が宿題や学習の支援を行います。	イ:継続・維持

5 子どもの悩みに寄り添い学校生活に適應する力を育むための取組

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.22	17	学校生活に適應する力を育むための取組	小学校には適応指導補助員、中学校には適応指導員と教育相談員を配置し、子どもの学校生活を複数の目で見守り、いじめや不適応、不登校の未然防止や改善を行います。	学校教育課	小学校に18名の適応指導補助員、中学校には5名の適応指導員、教育相談員を配置し、学級担任や担当教員を連携を図りながら授業中の補助や別室での学習支援を行った。	B:計画通りの実施	小学校に18名の適応指導補助員と2名の学校生活介助員、中学校に5名の適応指導員、教育相談員を配置し、学級担任や担当教員と連携を図りながら授業中の補助や別室での学習支援及び身体的な支援を行う。	イ:継続・維持
P.22	18	スクールカウンセリング事業	中学校区ごとにスクールカウンセラーを配置し、児童心理に関する専門性を生かし、児童・生徒のカウンセリングや教職員及び保護者への助言を行います。	学校教育課	各中学校に配置されている県費負担のスクールカウンセラーと担当教員が連携を密にし、児童生徒や保護者へのカウンセリングや教員に対するコンサルテーションを効果的に行った。	B:計画通りの実施	小中の連携を強化し、各中学校配置のスクールカウンセラーが校区の小学校に出向いて勤務する日数を増やすことで、早期の支援を目指す。	イ:継続・維持

米沢市子どもの貧困対策推進計画 令和5年度事業実施状況調査報告書

P.22	19	スクールソーシャルワーカー及び学校教育専門員の活用	教育委員会内にスクールソーシャルワーカーと学校教育専門員を配置しており、多様化する児童生徒及びその家庭が抱える様々な課題について対応し、学校と関係機関の連携を福祉的・教育的な側面から支援します。	学校教育課	保護者や児童生徒とSSWをつなぎ、多様化する悩みに対応し、各機関に適切につなぐことができた。	B:計画通りの実施	SSWと県費負担のSSWCが連携してさらに多くの保護者や児童生徒の支援に当たる。豊富な知識を生かして今後も各機関に適切につないでいく。	イ:継続・維持
P.22	20	ガイダンス教室による相談及び学習支援	不登校及び発達障がい等の学校不適応について学校と連携して支援を行います。また、不登校や不登校傾向の子どもに対して、学年や個に応じた学習を支援します。	学校教育課	ガイダンス教室での学習や体験活動、市営体育館での軽スポーツを行い不登校や不登校傾向の児童生徒の支援を行った。本人だけでなく保護者の面談も密に行い、学校と連携しながら効果的な支援を模索した。	B:計画通りの実施	教育支援センターに名称を変更し、場所も移転した。整った設備を生かして学習や個別の相談についてさらに細やかに児童生徒の支援を行う。直接的な指導だけではなく、各校の教育相談機能を高めるための助言もこれまで通り行っていく。	イ:継続・維持

(施策1) 教育支援の充実

A:計画以上の実施

0

B:計画通りの実施

20

C:未実施

0

ア:新規・拡充

2

イ:継続・維持

18

ウ:実施予定なし

0

(施策2) 生活支援の充実

1 妊娠期からの切れ目のない支援

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.23	21	子育て世代包括支援センターによる相談支援	母子保健コーディネーター（保健師・助産師）が、妊娠・出産・育児についての疑問・不安・悩みについて妊産婦の気持ちに寄り添ってサポートし、健やかな育児を応援します。	こども家庭課	保健師等が妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援を実施しました。 ・妊娠期、新生児期および乳児期のサポートプランの交付 ・相談・その時期に合わせた情報提供	B:計画通りの実施	保健師等が、妊娠・出産・育児についての疑問・不安・悩みについて妊産婦の気持ちに寄り添ってサポートし、健やかな育児を応援します。	イ:継続・維持
P.23	22	入院助産制度	経済的理由により出産費用を負担できない妊婦に対し、助産施設において助産を実施し、安全で安心な出産を確保します。	こども家庭課	経済的困窮などにより出産費用を負担することが困難な妊婦に対し助産施設で出産を行った。 ・5年度実績1件	B:計画通りの実施	引き続き出産費用を負担することが困難な妊婦に対して事業を実施する。	イ:継続・維持
P.23	23	産後ケア事業	産後の不安・育児に自信が持てない等の悩みに対して出産医療機関に宿泊して専門的にサポートする『宿泊型』と、助産師が家庭に訪問して産後の悩み等を聴く『訪問型』の事業を実施します。	こども家庭課	R5.4月からは、利用者が事業者に出向いて必要なケアや指導を受ける通所型を追加し、産後のサポート体制の充実を図りました。 ・短期入所型：利用件数8件利用延べ日数23日 ・居宅訪問型：利用件数4件 ・通所型：利用件数22件	A:計画以上の実施	出産医療機関に宿泊して産後ケアを受ける『宿泊型』と、助産師が家庭に訪問して乳房ケアを行う『訪問型』、利用者が事業者に出向いて必要なケアや指導を受ける『通所型』の事業を実施します。	イ:継続・維持
P.23	24	赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、お母さんと赤ちゃんの健康状態の確認や、育児相談、情報提供等を行います。	こども家庭課	保健師等が対象となる家庭全てに訪問し、お母さんや赤ちゃんの健康状態の確認、育児相談、情報提供等を行いました。	B:計画通りの実施	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、お母さんと赤ちゃんの健康状態の確認や、育児相談・情報提供等を行います。	イ:継続・維持

米沢市子どもの貧困対策推進計画 令和5年度事業実施状況調査報告書

P.23	25	乳幼児健康診査・教室	先天性の異常や障がいの早期発見を図るため、4か月児、7か月児、1歳8か月児、3歳児を対象に全員参加の健診・教室を開催し、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行い、乳幼児の健康の増進を図ります。	こども家庭課	4か月児、7か月児、1歳8か月児、3歳児を対象に全員参加の健診・教室を開催し、乳幼児の健康の増進を図りました。	B:計画通りの実施	先天性の異常や障がいの早期発見を図るため、4か月児、7か月児、1歳8か月児、3歳児を対象に全員参加の健診・教室を開催し、心身の発育状況の確認や適切な指導を行い、乳幼児の健康の増進を図ります。	イ:継続・維持
P.23	26	出産・子育て応援事業	安心して出産し、子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型の相談支援と、出産・子育てを応援する経済的支援を行います。	こども家庭課	伴走型相談支援として、妊婦全員を対象にアンケートや面談と継続的な情報提供を行いました。また、経済的支援として妊娠届出後および赤ちゃん訪問後に各5万円(対象者1人あたり)を給付しました。	B:計画通りの実施	安心して出産や子育てができるよう、妊娠期から一貫した伴走型の相談支援と、経済的支援を行います。	イ:継続・維持
P.23	27	未就園児等支援事業	幼稚園や保育園等に通っていない子どものいる家庭の状況を訪問等により確認し、情報提供や必要な支援を実施します。	こども家庭課	幼稚園や保育園等に通っていない子どものいる家庭の状況を訪問等により確認し、情報提供や必要な支援を実施しました。	B:計画通りの実施	幼稚園や保育園等に通っていない子どものいる家庭の状況を訪問等により確認し、情報提供や必要な支援を実施します。	イ:継続・維持
P.23	28	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児に対して不安や負担を感じる子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援・育児支援を行います。	こども家庭課	支援が必要とされる家庭に対し、支援プランを立てながら定期的な家事支援、育児支援を行った。 ・利用実績 家事支援2世帯、育児支援1世帯	B:計画通りの実施	家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援・育児支援を行っていく。	イ:継続・維持

2 子どもの健やかな育ちを支える支援

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.24	29	地域子育て支援センターによる親子交流	市内5つの保育園・乳児園内において、小学校就学前の子どもとその家族が遊んだり子育て中の親子と交流したりする場を提供します。また、子育てに関する講習会や育児相談などを実施します。	子育て支援課	チラシや子育て支援センターマップの配布等により周知活動を行い、毎月親子で楽しめる各種イベントを企画し、親子が安心して過ごせる交流の場の提供に努めた。 延べ利用者数13,493名、育児相談件数422件	B:計画通りの実施	令和6年4月に旧窪田児童センター内に「なかよしーむ」が開設され、市内6つの保育園・乳児園等内において、小学校就学前の子どもとその家族が遊んだり子育て中の親子と交流したりする場の提供を行う。また、子育てに関する講習会や育児相談などを実施。	ア:新規・拡充
P.24	30	子育てサロンによる親子交流	子育て中のお母さん、お父さんが他の親子と交流したり、子どもを遊ばせながら一息ついたりする場を提供します。	米沢市社会福祉協議会・NPO法人	3団体が活動。2団体は月1回の開催。1団体は月曜日～金曜日で活動している。 各団体毎に、季節の行事などで参加者同士の交流を図っている。また、スタッフも同じ空間でお子さんに目をかけることで、参加者がリフレッシュする機会となっている。	B:計画通りの実施	令和5年度同様、3団体が活動。2団体は月1回、1団体は月曜日～金曜日の活動。屋内でのおもちゃ遊びやプチ講座を実施。参加者同士の交流や情報交換の場を提供し、リフレッシュや子育て支援の場となるよう活動していく。	イ:継続・維持

米沢市子どもの貧困対策推進計画 令和5年度事業実施状況調査報告書

P.24	31	赤ちゃんを迎える親講座（栄養編）	妊婦と赤ちゃんの成長に大切な栄養に関する講話や、簡単に美味しい献立の調理や離乳食づくりの体験を実施します。	こども家庭課	妊婦や夫などを対象として妊娠中の食事や離乳食づくりのための講話や調理実習を行いました。 ・8回実施（参加者妊婦38人、夫32人合計70人）	B:計画通りの実施	妊婦と赤ちゃんの成長に大切な栄養に関する講話や、簡単に美味しい献立の調理や離乳食づくりの体験を実施します。	イ:継続・維持
P.24	32	乳幼児健診・教室での栄養相談	乳幼児健診や健康教室を通じて、1日3食食べることや減塩などを教える栄養指導・相談を実施します。	こども家庭課	乳幼児健診(1歳8か月児健康診査・3歳児健康診査)および健康教室・相談（7か月児健康教室・もくいく広場・おやこ広場）には栄養士が従事し、児に合わせた指導を実施しました。	B:計画通りの実施	乳幼児健診や健康教室を通じて、食事の大切さや減塩などを教える栄養指導・相談を実施します。	イ:継続・維持
P.24	33	保育所や学校等における食育	収穫体験や調理実習による学習機会の充実、行事食や伝統食の提供や給食での地場産農産物の活用などで食べ物や食事の大切さを学びます。	子育て支援課	公立保育園での食育講話の実施、園内の畑での野菜の栽培・収穫、調理体験、季節の果物の収穫体験、お魚教室などを実施し、食育の充実を図った。	B:計画通りの実施	引き続き収穫体験や調理体験を通して食育を行う。	イ:継続・維持
P.24	33	保育所や学校等における食育	収穫体験や調理実習による学習機会の充実、行事食や伝統食の提供や給食での地場産農産物の活用などで食べ物や食事の大切さを学びます。	学校教育課	愛宕小、六郷小、七中において食育マスター事業を実施した。遠山かぶや南蛮等地域の食材を栽培、収穫して調理実習を行い、食に対する関心を高めるとともに、地域の食文化を大切にしていこうとする態度を育んだ。	B:計画通りの実施	昨年度同様に3校において食育マスター事業、4校において食育出前講座を実施し、食への意識をさらに高めていきたい。	イ:継続・維持
P.24	34	親子や子どもを対象とした料理教室	食に関する知識や望ましい食習慣を身につけるとともに、食が自然の恩恵のもとに成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて感謝の心を育みます。	健康課	実施なし	C:未実施	米沢市食生活改善推進協議会(健康課事務局)において、市内学童を中心とした食育教室を実施予定であることから、教室実施のための支援を行う。	イ:継続・維持
P.24	35	早寝早起き朝ごはん事業	朝食を始めとする規則正しい生活リズムと1日3食をしっかりと食べる食習慣を身につけます。また、栄養バランスや適切な食量、健康的な食事についても学びます。	社会教育文化課	学校・家庭・地域の連携協働推進事業で実施している「やまがた子育て講座」・「幼児共育ふれあい広場」において、講座等に参加された保護者の方に対し、親子一緒に早寝早起き朝ごはんの生活習慣づくりについて学校関係者等と連携し呼びかけている。	B:計画通りの実施	前年度の実施事業を継続することに加え、中・高校生を対象に実施する「命の尊さについて学ぶ講座」においても早寝早起き朝ごはんの生活習慣づくりについて呼びかけていく。	イ:継続・維持
P.24	35	早寝早起き朝ごはん事業	朝食を始めとする規則正しい生活リズムと1日3食をしっかりと食べる食習慣を身につけます。また、栄養バランスや適切な食量、健康的な食事についても学びます。	学校教育課	保健や家庭科の授業を通して規則正しい生活や望ましい食習慣を身に付けるよう指導した。	B:計画通りの実施	保健や家庭科の授業を通して規則正しい生活や望ましい食習慣を身に付けるよう指導する。また、食育マスター事業の活用を各校に働きかける。	イ:継続・維持

米沢市子どもの貧困対策推進計画 令和5年度事業実施状況調査報告書

P.24	35	早寝早起き朝ごはん事業	朝食を始めとする規則正しい生活リズムと1日3食をしっかりと食べる食習慣を身につけます。また、栄養バランスや適切な食量、健康的な食事についても学びます。	子育て支援課	公立保育園での食育講話の実施、食育だより、献立表などにより、家庭へ食事の大切さについて普及啓発を行った。	B:計画通りの実施	適切な食習慣や健康的な食事の学びのため、引き続き食育講話や食育だよりの発行などを行う。	イ:継続・維持
P.24	35	早寝早起き朝ごはん事業	朝食を始めとする規則正しい生活リズムと1日3食をしっかりと食べる食習慣を身につけます。また、栄養バランスや適切な食量、健康的な食事についても学びます。	健康課	事業実施なし	C:未実施	事業予定なし	ウ:実施予定なし

3 ヤングケアラーへの支援

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.24	36	ヤングケアラーへの支援に関する研修等	支援マニュアルを活用し、ヤングケアラーを早期に見つけて支援していくための方法等について検討します。また、関係機関や市民向けの研修会等を開催し、理解を深めます。	こども家庭課	福祉・介護・医療・教育等の関係機関の職員を対象に、一般社団法人ヤングケアラー協会より講師を招き、講話とグループワークによるヤングケアラーへの支援についての研修会を実施した。 ・参加者 22名	B:計画通りの実施	5年度の研修内容をふまえて、さらにヤングケアラーへの理解を深め、支援を推進していくため研修会を実施する。	イ:継続・維持
P.24	37	子育て世帯訪問支援事業(再掲) Nº28	家事・育児に対して不安や負担を感じる子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援・育児支援を行います。	こども家庭課	家事・育児に不安や負担を抱えており、支援が必要とされる家庭に対し、支援プランを立てながら定期的な家事支援、育児支援を行った。 ・利用実績 家事支援2世帯、育児支援1世帯	B:計画通りの実施	家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援・育児支援を行っていく。	イ:継続・維持

4 子どもの居場所のための支援

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.25	38	放課後児童クラブ(学童クラブ)による支援	学校から帰宅しても保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊びや「生活の場」を提供し、基本的な生活習慣の確立やその健全な育成を図ります。	子育て支援課	学校から帰宅しても保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊びや「生活の場」を提供し、安全な保育を行った。全小学校区の38支援の単位で実施し、1,254人が利用。	B:計画通りの実施	引き続き全小学校区で実施し、児童の安全な保育、健全な育成を図る。	イ:継続・維持
P.25	39	子どもの居場所への支援	こども食堂を含めた子どもの居場所の活動について周知するほか、各地区の公共施設の活用等を支援し、子どもが地域の大人に見守られながら、1人で参加しても安心して楽しく過ごせる場を提供します。	こども家庭課	広報の特集記事に市内のこども食堂について掲載し、それぞれの活動を紹介したほか、各団体の情報をホームページにまとめ、活動内容や開催予定日を掲載し、利便性の向上を図った。そのほか、公共施設の使用料減免申請などの後方支援を行った。 こども食堂9団体(1団体増)	B:計画通りの実施	こども食堂が身近で行きやすいと場所と認識されていくよう、引き続き広報やホームページでこども食堂を紹介し、活動内容や開催予定日等を周知していくとともに、公共施設の使用料減免申請などを行い、活動団体を後方支援していく。	イ:継続・維持

5 子どもの自立への支援

米沢市子どもの貧困対策推進計画 令和5年度事業実施状況調査報告書

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.25	40	キャリア教育の推進	米沢チャレンジウィーク（YCW（中学生職場体験学習））を実施し、社会の変化に適切に対応し、社会人・職業人として自立する基礎を養います。	学校教育課	4年振りに事業所での体験を行うことができた。家族とは違う、地域で働く大人と4日間過ごすことで職業人として自立する基礎を養うことができた。	B:計画通りの実施	今年度も事業を継続する。社会の変化と共に受け入れ可能な事業所が減ってきているため、今後の受け入れ先をどのように確保するか検討していく必要がある。	イ:継続・維持
P.25	41	高卒認定試験合格支援事業（母子家庭等自立支援給付金事業）	高卒認定試験合格のための講座を受講する、ひとり親家庭の親又は子ども（20歳未満）に対する給付金を支給します。	こども家庭課	市ホームページ等で事業の周知を図りましたが、該当者がいないため支給実績はありませんでした。	C:未実施	高卒認定試験合格のための講座を受講する、ひとり親家庭の親又は子ども（20歳未満）に対する給付金を支給します。引き続き、事業の周知を行います。	イ:継続・維持

6 社会的養護を必要とする子どもへの支援

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.25	42	里親制度	保護者の病気や生活困窮などにより、保護者と一緒に暮らすことのできない子どもを一定期間自分の家庭に迎え入れて養育する里親制度を周知し、里親登録者の拡大に努めます。	こども家庭課	国作成のポスター、チラシ等を各コミセン、学校、保育所等に配布し、制度の周知を図った。また、里親になるには説明会への参加が必須となったため、その周知と会場の使用料減免を行った。	B:計画通りの実施	引き続き、制度及び里親説明会についての周知を図る。	イ:継続・維持
P.25	43	児童養護施設を退所する子どもへの支援	施設に自立支援担当職員を配置し、施設退所時の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを行います。	こども家庭課	面接練習などの就職支援や、「自立のためのハンドブック」を使った社会生活力学習、ライフライン契約支援、退所者への誕生日メッセージカードや年賀状送付、退所者の入所施設等との情報共有、退所者への訪問などを行った。	B:計画通りの実施	高校進学予定者に対する進路指導、就職予定者に対する就職支援、就職予定者の退所後の住居確保のための支援、自立のためのハンドブックを活用した社会生活力学習、退所者への誕生日メッセージカードの送付、退所者入所施設等との情報共有、退所者への訪問を行う。	イ:継続・維持

（施策2）生活支援の充実

A:計画以上の実施
B:計画通りの実施
C:未実施

1
23
3
A:新規・拡充
イ:継続・維持
ウ:実施予定なし

1
25
1

【分野1】 合計

A:計画以上の実施
B:計画通りの実施
C:未実施

1
43
3
A:新規・拡充
イ:継続・維持
ウ:実施予定なし

3
43
1

米沢市子どもの貧困対策推進計画 令和5年度事業実施状況調査報告書

【分野2】保護者（家庭）に対する支援

基本方針 生活の安定に向けた就労支援・経済的支援

（施策3）就労支援の充実

1 就労のための相談・支援

資料2

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.26	44	内職相談	専属の相談員を配置して、内職を中心とした就労支援を実施します。施策	商工課	・内職相談 199件 ・上記のうち事業所への紹介 186件	B:計画通りの実施	引き続き、就業相談専門員を配置し内職を中心とした就労支援を行う。	イ:継続・維持
P.26	45	山形県ひとり親家庭応援センターの周知	電話や対面による就業相談や就業支援セミナー、ハローワーク等関係機関と連携した就業情報提供などにより、ひとり親の就業支援を行っていることを周知します。	こども家庭課	児童扶養手当の現況届の時期に合わせ、出張相談を行った。また、窓口にチラシを配置し周知した。	B:計画通りの実施	児童扶養手当の現況届の時期に合わせ、出張相談を行う予定。また、窓口にチラシを配置し、引き続き周知していく。	イ:継続・維持
P.26	46	自立相談支援事業（生活困窮者自立支援事業）	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化として、生活困窮者の相談に応じてプランを作成し、必要なサービスの提供につなげます。	社会福祉課	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化として、生活困窮者から170件の相談を受け、そのうち13名のプランを作成し、自立にむけた支援を行いました。	B:計画通りの実施	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化として、生活困窮者からの相談を受け、状況に応じてプランを作成し、自立にむけた支援を行います。	イ:継続・維持
P.26	47	就労準備支援事業（生活困窮者自立支援事業）	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。	社会福祉課	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者8名に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力や社会性の形成を計画的かつ一貫して支援しました。	B:計画通りの実施	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力や社会性の形成を計画的かつ一貫して支援します。	イ:継続・維持
P.26	48	被保護者就労支援事業	生活保護受給者に対して、就労の相談を受けてハローワークに同行するなど就労支援を行います。	社会福祉課	生活保護受給者に対して、就労の相談を受けてハローワークに同行するなど就労支援を行いました。	B:計画通りの実施	生活保護受給者に対して、就労の相談を受けてハローワークに同行するなど就労支援を行います。	イ:継続・維持
P.26	49	生活保護受給者等就労自立促進事業	ハローワークと事業の協定を結び、仕事を探している生活保護受給者とハローワークをつなぎ、就労の相談や紹介、給付金制度による支援を行います。	社会福祉課	ハローワークと事業の協定を結び、就労意欲や就労可能性が高い生活保護受給者とハローワークをつなぎ、就労の相談や紹介、給付金制度による支援を行いました。	B:計画通りの実施	ハローワークと事業の協定を結び、就労意欲や就労可能性が高い生活保護受給者とハローワークをつなぎ、就労の相談や紹介、給付金制度による支援を行います。	イ:継続・維持

米沢市子どもの貧困対策推進計画 令和5年度事業実施状況調査報告書

2 ひとり親家庭への就労支援

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.27	50	自立支援教育訓練給付金（母子家庭等自立支援給付金事業）	児童扶養手当受給水準の所得の方を対象に、対象となる教育訓練講座を受講した場合の給付金を支給します。	こども家庭課	教育訓練講座を受講予定の方からの相談を受け、2件申請がありました。修了予定日が翌年度のため、支給実績はありませんでした。	B:計画通りの実施	引き続き児童扶養手当受給水準の所得の方を対象に、対象となる教育訓練講座を受講した場合の給付金を支給します。	イ:継続・維持
P.27	51	高等職業訓練促進給付金（母子家庭等自立支援給付金事業）	児童扶養手当受給水準の所得の方を対象に、看護師や保育士など就職に有利となる資格取得のために専門学校等の養成機関で1年以上修業する場合の給付金を支給します。	こども家庭課	児童扶養手当受給水準の所得の方で、看護師等の資格取得のために養成機関で修業している方に対し、給付金を支給しました。 ・支給実績3件	B:計画通りの実施	児童扶養手当受給水準の所得の方を対象に、看護師や保育士など就職に有利となる資格取得のために専門学校等の養成機関で6月以上修業する場合の給付金を支給します。	イ:継続・維持
P.27	52	高卒認定試験合格支援事業(母子家庭等自立支援給付金事業) (再掲) Nº41	高卒認定試験合格のための講座を受講する、ひとり親家庭の親又は子ども（20歳未満）に対する給付金を支給します。	こども家庭課	市ホームページ等で事業の周知を図りましたが、該当者がいないため支給実績はありませんでした。	C:未実施	高卒認定試験合格のための講座を受講する、ひとり親家庭の親又は子ども（20歳未満）に対する給付金を支給します。引き続き、事業の周知を行います。	イ:継続・維持

3 就労支援制度の周知

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.27	53	教育訓練給付の周知	厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講し修了した場合に、その費用の一部が支給される制度について、周知します。	商工課	チラシ、ポスターの掲示により周知・啓発を行った。	B:計画通りの実施	引き続き、周知・啓発を行う。	イ:継続・維持
P.27	54	ハロートレーニング（職業訓練）の周知	希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得することができる公的制度について、周知します。	商工課	ハローワーク米沢が実施する事業について、チラシ・ポスター等の掲示により周知・啓発を行った。	B:計画通りの実施	引き続き、周知・啓発を行う。	イ:継続・維持

4 子育てと仕事の両立支援

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.27	55	一時預かり事業	保護者の就労や通院、冠婚葬祭などで、家庭での保育が一時的に困難になる場合に、市内3園で一時預かりを実施します。	子育て支援課	そらいろ保育園が預かり事業を休止することになり、明星保育園及び北部保育園の2園で実施。 預かり総数490件	B:計画通りの実施	保護者の就労や通院、冠婚葬祭などで、家庭での保育が一時的に困難になる場合や、保護者のリフレッシュを図るため市内2園で一時預かりを実施。	イ:継続・維持

米沢市子どもの貧困対策推進計画 令和5年度事業実施状況調査報告書

P.27	56	病児保育事業	子どもが病気で保育園や学校を休む必要がある時に保護者が就労などで家庭保育ができない場合に、保育園に併設された専用スペースで一時的に保育を実施します。	子育て支援課	保護者の多様な就労形態に対応できるよう市内2園で実施。 病児保育利用者数：267人	B:計画通りの実施	引き続き、保護者の就労形態に応じて、多様な保育サービスを選択・利用できるよう、市内2園で実施。	イ:継続・維持
P.27	57	休日保育事業	保育所や認定こども園に入所している子どもについて、日曜・祝日に保護者が就労などで常態的に家庭保育が難しい場合に、市内1園で保育を実施します。	子育て支援課	興道北部保育園で休日保育を実施した。 年間延べ利用児童数152人	B:計画通りの実施	引き続き、保護者のニーズに対応できるよう市内1園で休日保育を実施。	イ:継続・維持
P.28	58	ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり、送迎等について、地域の中で会員相互に助け合うファミリー・サポート・センター制度を推進します。	子育て支援課	保護者の多様なニーズに対応した子育て援助活動支援を行った。 利用会員502名、協力会員103名、両方会員21名 援助活動件数243件	B:計画通りの実施	幅広い世代の協力会員（有償ボランティア）の質的・量的確保に努めながら、子育て支援体制の充実を図る。	イ:継続・維持
P.28	59	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病や育児疲れなどの理由により一時的に家庭において養育できない場合に、児童養護施設で子どもを保育します。	こども家庭課	ひとり親家庭等、子育てに対する協力者の少ない家庭において、保護者の育児疲れ等があった場合の利用があった。 ・延べ利用件数18件	B:計画通りの実施	引き続きニーズに応じた対応が図られるよう関係機関と連携を図るとともに、支援を必要とする家庭に支援が行き渡るように周知を図る。	イ:継続・維持
P.28	60	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保護者が仕事等により夜間不在になるとき、児童養護施設で子どもを預かり、生活指導や夕食の提供などを行います。	こども家庭課	利用実績はなかった。	C:未実施	保護者が夜間の養育が困難になる場合に利用できる制度として引き続き周知していく。	イ:継続・維持
P.28	61	ひとり親ヘルパー派遣事業（ひとり親家庭子育て生活支援事業）	小学校修了前の子どもを養育しているひとり親家庭で、保護者がけがや病気、仕事などで一時的に家事や育児ができないときにヘルパーを派遣し、家事支援、育児支援を行います。	こども家庭課	小学校修了前のこどもを養育しているひとり親家庭に向けてチラシ等で周知し、4件申請に至った。	B:計画通りの実施	引き続きチラシや市のホームページで周知を行い、申請の促進に努める。	イ:継続・維持

（施策3）就労支援の充実

A:計画以上の実施
B:計画通りの実施
C:未実施

0
16
2
A:新規・拡充
イ:継続・維持
ウ:実施予定なし

0
18
0

米沢市子どもの貧困対策推進計画 令和5年度事業実施状況調査報告書

(施策4) 経済的支援の充実

1 家庭生活を支える支援

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.28	62	生活保護	生活困窮者に対して、国の定める基準で生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の8種類の扶助費を支給して家計の安定を図り、自立に向けた支援を行います。	社会福祉課	要保護世帯に対して、国の定める基準で生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の8種類の扶助費を支給して家計の安定を図り、自立に向けた支援を行いました。	B:計画通りの実施	要保護世帯に対して、国の定める基準で生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の8種類の扶助費を支給して家計の安定を図り、自立に向けた支援を行います。	イ:継続・維持
P.28	63	児童手当	家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの子どもの養育者に支給します。	子育て支援課	児童を養育している人に手当を支給することで、養育費の負担軽減を図り、生活の安定に寄与することができた。児童手当受給者数4,492人、受給者一人当たりの支給額214,298円	B:計画通りの実施	令和6年10月分以降、支給対象の高校生年代までの拡大、所得制限の撤廃、第3子以降の支給額増額を実施。	ア:新規・拡充
P.28	64	児童扶養手当	子ども（18歳に達した年度末、障がいのある子どもは20歳未満まで）を養育しているひとり親家庭等の親等で、所得要件に該当する場合に支給します。	子育て支援課	児童を養育している人に手当を支給することで、養育費の負担軽減を図り、生活の安定に寄与することができた。児童手当受給者数4,492人、受給者一人当たりの支給額214,298円	B:計画通りの実施	令和6年11月分以降、所得制限限度額の引き上げと第3子以降の加算額の増額を実施。	ア:新規・拡充
P.28	65	子育て支援医療給付	0歳から高校生等（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）までの子どもの医療費を助成します。	子育て支援課	受給者世帯の経済的負担を軽減し、生活の安定を図った。児童扶養手当受給者数559人（全部停止者を除く）、受給者一人当たりの支給額523,339円	B:計画通りの実施	引き続き医療費の負担を軽減することにより乳幼児等の健康を保持し、生活の安定と福祉の増進を図る。	イ:継続・維持
P.28	66	ひとり親家庭等医療給付	18歳以下の子どもを扶養しているひとり親家庭等の親等及びその子どもに対し、所得要件を満たす場合に、医療費の自己負担分を助成します。	子育て支援課	医療機関窓口における自己負担を軽減することで、医療機関を受診する機会の多い子育て世帯の負担軽減を図った。子育て支援医療給付受給者数9,888人、一人当たりの給付額36,033円	B:計画通りの実施	ひとり親家庭の経済的負担軽減を図るため、制度周知を行いながら、引き続き給付を行う。	イ:継続・維持
P.29	67	出産・子育て応援事業（再掲）Nº26	安心して出産し、子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型の相談支援と、出産・子育てを応援する経済的支援を行います。	こども家庭課	伴走型相談支援として、妊婦全員を対象にアンケートや面談と継続的な情報提供を行いました。また、経済的支援として妊娠届出後および赤ちゃん訪問後に各5万円(対象者1人あたり)を給付しました。	B:計画通りの実施	安心して出産や子育てができるよう、妊娠期から一貫した伴走型の相談支援と、経済的支援を行います。	イ:継続・維持

米沢市子どもの貧困対策推進計画 令和5年度事業実施状況調査報告書

P.29	68	生活福祉資金貸付制度	所得の少ない世帯、障がい者世帯に対して、無利子または低利で生活支援、就学支援、就労支援などのための資金の貸付を行います。	米沢市社会福祉協議会	対象となる世帯に対し貸付を行った。生活福祉資金貸付11件（内、教育支援資金貸付は6件）	B:計画通りの実施	継続して事業を実施する。	イ:継続・維持
P.29	69	母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親世帯等に対し、子どもの進学や保護者の自立のための修学、就学支度、技能習得、修業資金、就職支度資金を無利子で貸付けます。	こども家庭課	こどもの進学のために修学資金や就学支度資金、転宅等の貸付相談を実施。結果、1件申請し貸付決定となった。	B:計画通りの実施	引き続きチラシや市のホームページで周知を行い、申請の促進に努める。	イ:継続・維持
P.29	70	ひとり親家庭生活応援給付金(山形県ひとり親家庭応援給付金等事業)	高等職業訓練促進給付金の給付を受けて養成機関で修業している方を対象に、生活費の上乗せ支給を行います。	こども家庭課	高等職業訓練促進給付金の給付を受けて養成機関で修業している3名を対象に、生活費の上乗せ支給を行った。	B:計画通りの実施	引き続き、高等職業訓練促進給付金を受けている対象者に対し、生活費の上乗せ支給を行う。また、周知に努める。	イ:継続・維持
P.29	71	高額な医療費の負担軽減制度の周知	入院や外来で高額な治療を受ける場合に、事前に保険証の保険者に「限度額適用認定証」の申請手続きを行い、病院窓口に表示することでひと月の自己負担額を一定額までにとどめて、医療費の負担を軽減できる制度について周知します。	各保険者	入院や外来で高額な治療を受ける場合に、ひと月の自己負担額を一定額までにとどめて、医療費の負担を軽減できる制度について周知した。保険証の更新の時期についても広報で周知した。	B:計画通りの実施	入院や外来で高額な治療を受ける場合に、ひと月の自己負担額を一定額までにとどめて、医療費の負担を軽減できる制度について周知する。保険証の更新の時期についても広報で周知する。	イ:継続・維持
P.29	72	入院助産制度 (再掲) №22	経済的理由により出産費用を負担できない妊婦に対し、助産施設において助産を実施し、安全で安心な出産を確保します。	こども家庭課	経済的困窮などにより出産費用を負担することが困難な妊婦に対し助産施設で出産を行った。 ・5年度実績 1 件	B:計画通りの実施	引き続き出産費用を負担することが困難な妊婦に対して事業を実施する。	イ:継続・維持

2 教育・保育費に対する支援

頁	№	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.29	73	幼児教育・保育の保育料・副食費軽減 (再掲) №4	全国一律の幼児教育・保育の無償化に加え、0歳から2歳までの保育料については、国の徴収基準の平均で80%となる軽減を実施します。あわせて県の段階的無償化も採用し、軽減を図ります。また、第3子以降の保育料については、年齢上限を撤廃して保育料の無償化を実施します。	子育て支援課	県の段階的無償化を採用するとともに市独自で第3子以降の保育料については年齢上限を撤廃して、保育料や副食費の無償化を実施し、保護者の負担軽減を図った。また、0歳から2歳までの保育料については、国の徴収基準の約 5 5 %となる軽減を実施した。	B:計画通りの実施	引き続き、保育料の軽減や、第3子以降の保育料や副食費について、年齢上限を撤廃しての無償化を実施し、保護者の負担軽減を図る。	イ:継続・維持

米沢市子どもの貧困対策推進計画 令和5年度事業実施状況調査報告書

P.29	74	認可外保育施設保育料の軽減 (再掲) №5	県の補助事業を活用し、認可外保育所に入所している所得要件等を満たす多子家庭に対し保育料を軽減します。	子育て支援課	所得要件等を満たす多子世帯(21世帯)の保育料の一部を補助することで、保護者の経済的負担軽減を図った。	B:計画通りの実施	引き続き所得要件等を満たす多子世帯の保育料を軽減し、保護者の負担軽減を図る。	イ:継続・維持
P.29	75	放課後児童クラブ保育料の軽減 (再掲) №6	県の補助事業を活用し、要保護世帯・準要保護世帯と所得要件を満たす多子世帯に対し保育料を軽減します。	子育て支援課	準要保護世帯の児童116名、所得要件を満たす多子世帯の児童84名の保育料の一部を補助することで、保護者の経済的負担軽減を図った。	B:計画通りの実施	引き続き要保護・準要保護世帯や所得要件を満たす多子世帯の保育料の一部を補助し、保護者の負担軽減を図る。	イ:継続・維持
P.30	76	就学援助制度の実施 (再掲) №7	経済的理由によって、就学困難と認められる小学生及び中学生の保護者に対し、学用品費や給食費等について1年を通じて補助し、入学時の学用品費も支給します。	学校教育課	経済的理由によって、就学困難と認められる小学生及び中学生の保護者に対し、学用品費や給食費等について1年を通じて補助し、入学時の学用品費も支給した。 【令和5年度実績】小学校:20,742,041円 中学校:25,802,216円	B:計画通りの実施	経済的理由によって、就学困難と認められる小学生及び中学生の保護者に対し、学用品費や給食費等について1年を通じて補助し、入学時の学用品費も支給する。	イ:継続・維持
P.30	77	入学準備金制度(生活保護受給者) (再掲) №8	生活保護受給者で、子どもが小学校・中学校・高等学校に入学するときに入学準備のための費用を必要とする場合に支給します。	社会福祉課	生活保護受給者で、子どもが小学校・中学校・高等学校に入学するときに入学準備のための費用を必要とする場合に支給しました。	B:計画通りの実施	生活保護受給者で、子どもが小学校・中学校・高等学校に入学するときに入学準備のための費用を必要とする場合に支給します。	イ:継続・維持
P.30	78	進学準備金給付制度(生活保護受給者)(再掲) №9	生活保護世帯の子どもで大学等に進学した者に対して、進学給付金を支給します。	社会福祉課	生活保護世帯の子どもで大学等に進学した者に対して、進学準備給付金を支給しました。	B:計画通りの実施	令和6年1月から、大学等への進学のほか、就職する者も対象として拡大されたため、進学、就職準備給付金として対象者へ支給します。	イ:継続・維持
P.30	79	高等学校等就学支援金 (再掲) №10	高等学校の生徒のうち、所得要件を満たす場合の授業料の実質無償化もしくは軽減します。	各高等学校	全校生徒へ意向登録を依頼し、県教育政策課で審査を行い、所得要件を満たす場合に授業料の納付が不要となる。	B:計画通りの実施	全校生徒へ周知を行い、手続きが必要な方へ意向登録を依頼している。県教育政策課で審査を行い、所得要件を満たす場合に授業料の納付が不要となる。	イ:継続・維持
P.30	80	高校生等就学給付金等 (再掲) №11	就学支援金とは別に、低所得世帯に対して授業料以外の教育費(教科書費、教材代など)の負担軽減のための給付をします。	各高等学校	「奨学のための給付金」の制度について、全校生へ周知し、保護者等の住民税所得割が非課税の場合や生活保護受給世帯等に対し、支給区分に応じて給付を行っている。	B:計画通りの実施	「奨学のための給付金」の制度について、全校生へ周知し、保護者等の住民税所得割が非課税の場合や生活保護受給世帯等に対し、支給区分に応じて給付を行います。	イ:継続・維持

米沢市子どもの貧困対策推進計画 令和5年度事業実施状況調査報告書

3 住宅に関する支援

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.30	81	市営住宅の提供	住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で市営住宅を提供します。	建築住宅課	毎月の公募や年間を通して募集する随時募集を行うことで、低廉な家賃の市営住宅を提供し、経済的支援を行った。	B:計画通りの実施	毎月の公募や年間を通して募集する随時募集を行うことで、低廉な家賃の市営住宅を提供し、継続して経済的支援を行う。	イ:継続・維持
P.30	82	市営住宅申込時の優遇	ひとり親世帯と、多子世帯（18歳未満の子どもが3人以上いる世帯）、障がい者がいる世帯、生活保護世帯、DV被害者等について当選の倍率を一般世帯よりも優遇します。	建築住宅課	優遇措置対象世帯の申し込みについて、抽選となった場合には当選確率が2～3倍となるように支援を行った。	B:計画通りの実施	優遇措置対象世帯の申し込みについて、抽選となった場合には当選確率が2～3倍となるように継続して支援を行う。	イ:継続・維持
P.30	83	住宅セーフティネット制度	民間住宅の空き家・空き室等を子育て世帯などに賃貸する場合、改修費を補助することで、住宅確保要配慮者（注）に良質で低廉な住宅の供給を促進します。 (注)住宅確保要配慮者・・・低額所得者、子育て世帯、新婚世帯、若者単身世帯、移住者	建築住宅課	民間の空き家・空き室の所有者に対し、住宅確保要配慮者専用住宅とする場合、改良費の一部を補助する補助金制度を募集したが、申請がなかったため実績なし。	C:未実施	民間の空き家・空き室の所有者に対し、住宅確保要配慮者専用住宅とする場合、改良費の一部を補助する補助金制度を実施し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進を図る。	イ:継続・維持
P.30	84	家賃相当分の住居確保給付金（生活困窮者自立支援事業）	離職等により住居を失った又はそのおそれが高い場合に、有期で家賃相当額を支給します。	社会福祉課	離職等により住居を失った又はそのおそれが高い場合に、有期で家賃相当額を支給しました。	B:計画通りの実施	離職等により住居を失った又はそのおそれが高い場合に、有期で家賃相当額を支給します。	イ:継続・維持
P.30	85	ひとり親家庭住まい応援給付金(山形県ひとり親家庭応援給付金等事業)	高等職業訓練促進給付金の給付を受けて養成機関で修業しており、民間借家で生活しているひとり親家庭の方に賃借料を補助します。	こども家庭課	高等職業訓練促進給付金の給付を受けて養成機関で修業しており、民間借家で生活している対象者1名の方に賃借料を補助した。	B:計画通りの実施	引き続き、高等職業訓練促進給付金を受けている対象者に対し、賃貸料を補助する。また、周知に努める。	イ:継続・維持
P.31	86	母子生活支援施設による自立支援	様々な事情から環境面・生活面などの支援が必要な18歳未満の子どもを養育している母子家庭に対し、母子生活支援施設の入所により自立に向けた生活や就労の支援・子育て支援などを行います。	こども家庭課	退院後の帰住先不明の母子の措置入所を行った。母子の自立に向けた生活や就労の支援・子育て支援などを行った。継続入所世帯に関しても母子の自立に向けた生活や就労の支援・子育て支援などを行った。	B:計画通りの実施	支援が必要な母子家庭について、速やかに措置入所できるよう、関係機関と連携をとっていきたい。	イ:継続・維持

米沢市子どもの貧困対策推進計画 令和5年度事業実施状況調査報告書

4 物資の提供の取組

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.31	87	生理用品の無償配布	生理の貧困を解消するため、困窮世帯等に生理用品を無償配布します。	こども家庭課	児童扶養手当申請者、就学援助決定者、困窮相談来庁者など、経済的に生理用品を用意することが困難な人を対象に生理用品を配布した。 ・配布数935個	B:計画通りの実施	引き続き児童扶養手当申請者、就学援助決定者、困窮相談来庁者、フードパントリーに来た人などに配布する。	イ:継続・維持
P.31	88	食材提供の取組の支援	フードドライブ、フードパントリー等を実施する団体に対し、情報の共有や活動の周知等について支援します。また、困窮世帯等に食料等を提供する仕組みづくりを推進します。	こども家庭課	フードドライブ、フードパントリー等の開催の案内を市ホームページやSNS等に掲載し、周知を図った。 高等学校が実施したフードドライブで集めた食材をこども食堂へ配布 1件	B:計画通りの実施	引き続きフードパントリー等の開催についてSNS等で周知を図るほか、食材配布の仕組みづくりについて推進する。	イ:継続・維持
P.31	89	防災備蓄品の提供	市で保有している防災備蓄品について、更新時期に合わせて困窮世帯等に提供します。	こども家庭課	防災危機管理課から更新時期が到来した生理用品や液体ミルク等の防災備蓄品を困窮家庭に配布した。	B:計画通りの実施	引き続き防災備蓄品の提供があった際は、フードパントリー等も活用し、支援を必要とする家庭に配布する。	イ:継続・維持

(施策4) 経済的支援の充実

A:計画以上の実施

0

ア:新規・拡充

2

B:計画通りの実施

27

イ:継続・維持

26

C:未実施

1

ウ:実施予定なし

0

【分野2】合計

A:計画以上の実施

0

ア:新規・拡充

2

B:計画通りの実施

43

イ:継続・維持

44

C:未実施

3

ウ:実施予定なし

0

米沢市子どもの貧困対策推進計画 令和5年度事業実施状況調査報告書

【分野3】支援体制づくりに関する取組

基本方針 地域全体で子どもとその家庭を支える仕組みづくり

(施策5) 相談・支援体制の充実

1 総合的な相談窓口

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.32	90	福祉総合相談窓口	複雑・多様化する福祉に関する相談を総合的に受ける福祉総合相談窓口の取組を周知するとともに、職員の専門的知識の向上を図ります。	社会福祉課	複雑・多様化する福祉に関する相談を総合的に受ける福祉総合相談を設けるとともに、健康福祉部内で情報共有を図り、職員の専門的知識の向上を図りました。	B:計画通りの実施	複雑・多様化する福祉に関する相談を総合的に受ける福祉総合相談を設けるとともに、健康福祉部内で情報共有を図り、職員の専門的知識の向上を図ります。	イ:継続・維持

2 子どもの健康・発達などの相談窓口

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.32	91	おやこ広場による交流	生後6か月頃までの子どもと妊産婦向けに、赤ちゃんの体重を量ったり、お母さん同士が交流したり、相談したりできる自由参加の集まりを実施します。	こども家庭課	体重測定・個別相談に加え、地域子育て支援センターとファミリーサポートセンターから情報提供も行いました。相談だけではなく参加者同士でゆったりと交流する機会となりました。・12回実施、参加者延べ132人	B:計画通りの実施	生後6か月頃までの子どもと妊産婦を対象に、赤ちゃんの体重測定や、参加者同士が交流したり相談できる自由参加の集まりを実施します。	イ:継続・維持
P.32	92	発達に関する個別相談	子どもの発達について心配のある未就学児の保護者を対象に、要予約で心理士等が相談に応じます。年中児を対象とした「5歳児発達相談」にも応じます。	こども家庭課	発達について心配のある未就学児の保護者を対象に、心理士等が相談に応じ対応方法などを助言しました。・16回実施 相談件数24件、延べ25件	B:計画通りの実施	発達について心配のある未就学児の保護者を対象に、心理士等による個別相談や、年中児を対象とした「5歳児発達相談」を実施します。	イ:継続・維持
P.32	93	もくいくひろば健康相談	就学前の子どもと保護者を対象に、月2回、遊びながら栄養士・保健師が体重測定や相談に応じます。	こども家庭課	もくいく広場にて、月2回栄養士・保健師が体重測定や育児・栄養相談を行いました。・24回実施 相談者数53人、相談件数59件	B:計画通りの実施	就学前の子どもと保護者を対象に、月2回遊びに来た時を利用して栄養士・保健師が体重測定や相談に応じます。	イ:継続・維持
P.32	94	子どもの発達・障がいについての相談	子どもの発達・障がいについて社会福祉課のほか、ひまわり学園に設置した児童発達支援センターにおいて様々な相談に対応し、18歳までの切れ目のない支援を行います。	社会福祉課	子どもの発達・障がいについて、関係課やひまわり学園に設置した児童発達支援センターと連携協力し、様々な相談に対応しました。	B:計画通りの実施	子どもの発達・障がいについて、社会福祉課のほか、ひまわり学園に設置した児童発達支援センターにおいて様々な相談に対応し、18歳までの切れ目のない支援を行います。	イ:継続・維持
P.32	95	地域子育て支援センターでの育児相談、子育て情報の提供	市内5か所にある地域子育て支援センターで育児相談、子育てに関する情報の提供を行い、育児に不安を抱えている保護者に対する支援を行います。	子育て支援課	電話または面談により育児相談を行い、保護者の不安が解消できるよう寄り添いながら助言や子育てに関する情報の提供を行った。・育児相談件数422件	B:計画通りの実施	令和6年4月に旧窪田児童センター内に「なかよしーむ」が開設され、市内6か所となった地域子育て支援センターで育児相談、子育てに関する情報の提供を行い、育児に不安を抱えている保護者に対する支援を行う。必要に応じて専門機関の紹介や関係機関へ繋いでいく。	ア:新規・拡充

資料2

米沢市子どもの貧困対策推進計画 令和５年度事業実施状況調査報告書

３ 子育てに関する相談支援

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和５年度 実施事業の内容	実施状況	令和６年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.33	96	民生委員・児童委員による見守り・相談	支援を必要とする子どもや家庭に対し、見守りや相談活動を通して、情報提供や行政・専門機関へのつなぎ役として地域における要援護者支援を行います。	社会福祉課	支援を必要とする子どもや家庭に対し、見守りや相談活動を通して、情報提供や行政・専門機関へのつなぎ役として地域における要援護者支援を行いました。	B:計画通りの実施	支援を必要とする子どもや家庭に対し、見守りや相談活動を通して、情報提供や行政・専門機関へのつなぎ役として地域における要援護者支援を行います。	イ:継続・維持
P.33	97	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し継続的に指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。	こども家庭課	養育支援が特に必要で、訪問を希望する家庭に対して継続して指導・助言を行いました。	B:計画通りの実施	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し継続的に指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。	イ:継続・維持
P.33	98	家庭児童相談室による相談支援	家庭児童相談員が子育てや家庭の相談に応じ、必要な助言や支援を行うほか、虐待通告を受けた家庭に対し、関係機関と連携して適切な支援を行います。	こども家庭課	家庭児童相談員が子育てや家庭の相談に応じ、必要な助言や支援を行った。虐待通告を受けた場合には安全確認、家庭との面談を行い、関係機関と連携しながら適切な支援を行った。 ・相談件数78件	B:計画通りの実施	引き続き、家庭児童相談員を配置し、子育てや家庭の相談に応じ、必要な助言や支援を行うほか、虐待通告を受けた家庭に対し、関係機関と連携して適切な支援を行っていく。	イ:継続・維持
P.33	99	米沢市要保護児童対策地域協議会による支援	子どもを守る地域ネットワークとして、児童福祉の関係機関・団体等と組織し、定例会とケース会議を実施するほか、協議会の機能強化として職員・関係機関の専門性強化を図ります。	こども家庭課	代表者会議、実務者会議、ケース検討会を実施し、関係機関との情報共有、役割分担を行いながらケース支援を行った。	B:計画通りの実施	関係機関との情報共有、役割分担を行い、連携強化を図りながら、一体となってケース支援を行っていく。	イ:継続・維持

４ ひとり親等の相談支援

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和５年度 実施事業の内容	実施状況	「機構奨学金」等の各種奨学金について、全校生徒へ周知	実施予定
P.33	100	母子父子自立支援員による養育費相談	離婚時に養育費の取り決めをして、その後の家庭生活の安定が図れるよう、母子父子自立支援員が相談に対応します。	こども家庭課	養育費の相談があった場合には、養育費取得に向けて適切な専門機関を紹介した。	B:計画通りの実施	引き続き、養育費の相談があった場合には、養育費取得に向けて適切な専門機関を紹介していく。	イ:継続・維持
P.33	101	離婚・DVなど女性に関する相談	離婚や、配偶者やパートナーからのDV(ドメスティックバイオレンス)など、女性が抱える困難な問題についての相談を受けて支援します。	こども家庭課	婦人相談員を配置し、離婚やDV、家庭の問題など女性が抱える様々な相談を受け、必要に応じて関係機関と連携ながら支援を行った。	B:計画通りの実施	女性相談支援員を配置し、離婚やDVなど女性が抱える困難な問題についての相談に応じ支援していく。	イ:継続・維持

米沢市子どもの貧困対策推進計画 令和5年度事業実施状況調査報告書

P.33	102	山形県ひとり親家庭応援センターによる相談	生活一般、就労、養育費、面会交流についてなど、ひとり親家庭の様々な相談にワンストップで対応します。顧問弁護士との紹介やメールでの相談にも対応します。	こども家庭課	山形県ひとり親家庭応援センターの相談窓口の周知を行い、児童扶養手当の現況届の際に出張相談窓口を開設した。 ・実施日 令和5年8月4日	B:計画通りの実施	引き続き、ひとり親家庭へ相談窓口の周知を行っていく。	I:継続・維持
P.33	103	児童扶養手当現況届申請時の出張相談	ひとり親家庭応援センターとハローワークの相談員により、就労相談、弁護士相談、生活支援、養育費確保・面会交流相談などに対応します。	こども家庭課	8月の児童扶養手当現況届申請時にひとり親糧応援センターとハローワークの相談員による出張相談窓口を開設し、就労相談や家庭の相談などに応じた。 ・実施日 令和5年8月14日	B:計画通りの実施	引き続き、8月の児童扶養手当現況届申請時にひとり親糧応援センターとハローワークの相談員による出張相談窓口を開設し、就労相談、弁護士相談、生活支援、養育費確保・面会交流相談などに対応していく。	I:継続・維持

5 困難を抱えた子どもと家庭への支援

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.34	104	米沢市母子寡婦福祉連合会による交流	米沢市内の母子・寡婦家庭で構成し、年間様々な活動を通して、会員同士の交流を図り、会員とその家族の生活の安定及び福祉の増進を目指して活動します。	こども家庭課	学習支援や月1回に子ども食堂開催、リナワールドでの交流会など年間様々な活動を通して、会員同士の交流を図った。	B:計画通りの実施	引き続き、学習支援や月1回に子ども食堂開催、年間様々な活動を通して、会員同士の交流を図り、会員とその家族の生活の安定及び福祉の増進を目指して活動していく。	I:継続・維持
P.34	105	ヤングケアラーへの支援に関する研修等(再掲) Nº36	支援マニュアルを活用し、ヤングケアラーを早期に見つけて支援していくための方法等について検討します。また、関係機関や市民向けの研修会等を開催し、理解を深めます。	こども家庭課	福祉・介護・医療・教育等の関係機関の職員を対象に、一般社団法人ヤングケアラー協会より講師を招き、講話とグループワークによるヤングケアラーへの支援についての研修会を実施した。 ・参加者 22名	B:計画通りの実施	5年度の研修内容をふまえて、さらにヤングケアラーへの理解を深め、支援を推進していくため研修会を実施する。	I:継続・維持
P.34	106	ひきこもりサポート事業	ひきこもり相談窓口の設置、チラシやホームページによる周知啓発、民間団体による相談、居場所の提供、訪問支援を行います。	社会福祉課	ひきこもり相談窓口において、109名からの相談を受けるとともに、15名に対し訪問支援を行いました。その他、居場所の提供、広報やホームページ、チラシによる周知啓発を行いました。	B:計画通りの実施	ひきこもり相談窓口の設置、広報やホームページ、チラシによる周知啓発、民間団体による相談、居場所の提供、訪問支援を行います。	I:継続・維持
P.34	107	置賜若者サポートステーションによる就労支援	働くことについてさまざまな悩みを抱えている人の相談に応じて、ハローワーク等就労支援機関や各NPO組織、福祉・行政機関と連携して就職をサポートします。	NPO法人With優	原則として月曜日から土曜日の9:00から17:00を開所日とし、15歳から49歳までの仕事や通学をしていない方やその家族からの相談(来所、メール、電話等)に対応した。	B:計画通りの実施	原則として月曜日から土曜日の9:00から17:00を開所日とし、15歳から49歳までの仕事や通学をしていない方やその家族からの相談(来所、メール、電話等)に対応する予定。	I:継続・維持

米沢市子どもの貧困対策推進計画 令和5年度事業実施状況調査報告書

P.34	108	青少年自立支援及び福祉事業	不登校等の様々な悩みを抱えている人の相談や、居場所の提供、社会体験、就労トレーニングなどを通じて、本人に寄り添いながら、自立への支援を行います。	NPO法人から・ころセンター	不登校等の様々な悩みを抱えている人の相談を来所や電話等で受け付けるほか、居場所の提供、社会体験、就労トレーニングなどを通じて、本人に寄り添いながら、自立への支援を行いました。	B:計画通りの実施	不登校等の様々な悩みを抱えている人の相談を来所や電話等で受け付けるほか、居場所の提供、社会体験、就労トレーニングなどを通じて、本人に寄り添いながら、自立への支援を行います。	イ:継続・維持
------	-----	---------------	--	----------------	---	-----------	--	---------

(施策5) 相談・支援体制の充実

A:計画以上の実施

0

ア:新規・拡充

1

B:計画通りの実施

19

イ:継続・維持

18

C:未実施

0

ウ:実施予定なし

0

(施策6) 関係機関との連携の充実

1 関係機関との連携

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.34	109	子ども家庭総合支援拠点による連携	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、関係機関と連携しながら、課題の把握、相談対応、調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う拠点として活動します。	こども家庭課	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談への対応、課題の把握、訪問など、関係機関と連携しながら、継続的な見守り・支援を行った。	B:計画通りの実施	R6.4から「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体化し「こども家庭センター」を設置。妊産婦、0歳から18歳未満のこどものいる家庭への切れ目ない支援を行っていく。	ア:新規・拡充
P.34	110	米沢市要保護児童対策地域協議会による支援 (再掲) Nº99	子どもを守る地域ネットワークとして、児童福祉の関係機関・団体等と組織し、定例会とケース会議を実施するほか、協議会の機能強化として職員・関係機関の専門性強化を図ります。	こども家庭課	代表者会議、実務者会議、ケース検討会を実施し、関係機関との情報共有、役割分担を行いながらケース支援を行った。	B:計画通りの実施	関係機関との情報共有、役割分担を行い、連携強化を図りながら、一体となってケース支援を行っていく。	イ:継続・維持
P.34	111	青少年育成関係諸団体との連携	米沢市青少年育成市民会議をはじめとする青少年育成に関わるさまざまな啓発や活動を通して、青少年育成関係諸団体、家庭や学校、地域社会との連携を図ります。	社会教育文化課	米沢市青少年育成市民会議と連携し、青少年の健全育成を図ることを目的とし、「成人向け図書類調査」、「環境づくり懇談会」、「米沢市青少年育成市民大会」、「青少年育成地域地域活動交流会」等の事業に取り組んだ。	B:計画通りの実施	米沢市青少年育成市民会議と引き続き連携し、各種青少年健全育成事業に取り組むこととする。	イ:継続・維持
P.35	112	子ども家庭支援推進協議会による連携	子どもと身近に接する機関等及び子どもへの支援を行う団体等の相互の情報交換や連携を図るネットワークとして令和3年度に発足しました。個別のケース対応のほか、様々な子どもの問題に協力して取り組んでいきます。	こども家庭課	個別のケース対応の際に関係機関で連携しているほか、協議会ではヤングケアラー研修会実施報告、新規事業である子育て世帯訪問支援事業や新たな「こども家庭センター」について説明などを行い、子どもの貧困対策に係る協議をした。	B:計画通りの実施	引き続き個別ケース対応の際に関係機関と連携していくほか、協議会で子どもの貧困対策推進計画の進捗を報告し、ヤングケアラー等、子どもの貧困対策の対象となるこどもの支援策について協議を行う。	イ:継続・維持

米沢市子どもの貧困対策推進計画 令和5年度事業実施状況調査報告書

2 研修等の実施

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.35	113	関係機関研修会の実施	子ども家庭支援推進協議会の構成団体や、子どもに関わる関係団体等を対象に研修会を実施し、子どもの貧困やヤングケアラーに早期に気づいて支援していくための知識と理解を深めます。	こども家庭課	福祉・教育等関係機関にこども家庭支援に関する研修依頼を募る通知を送付し、5団体に研修を実施した。そのほか関係機関の職員を対象に、一般社団法人ヤングケアラー協会より講師を招き、ヤングケアラーへの支援についての研修会を実施した。 参加者22名	B:計画通りの実施	引き続き子どもの貧困やヤングケアラーに早期に気付いて支援していくときに必要な知識と理解を深めるための研修会を実施する。	イ:継続・維持
(施策6) 関係機関との連携 合計					A:計画以上の実施	0	ア:新規・拡充	1
					B:計画通りの実施	5	イ:継続・維持	4
					C:未実施	0	ウ:実施予定なし	0

(施策7) 支援を周知するための取組

1 支援制度の周知の強化

頁	Nº	事業名	事業内容	所管課等	令和5年度 実施事業の内容	実施状況	令和6年度 実施(予定)事業の内容	実施予定
P.35	114	支援制度の周知の強化	広報、ホームページ、SNS等などを利用して市民に恒常的に支援制度を周知するほか、イベント等の機会を捉え、チラシ等でピンポイントに参加者に対応した支援制度等をお知らせします。 また、子ども向けのチラシを作成し、子ども自身が気軽に相談できる体制整備を図ります。	こども家庭課	国作成の啓発チラシをコミュニティセンター、小中中学校、保育施設、市内医療機関に送付した。こども食堂について広報特集記事へ掲載し、ホームページで団体の紹介や開催日等を掲載し、選択しやすいよう改善した。	B:計画通りの実施	引き続き周知活動を続けるとともに、児童扶養手当現況届申請者に対する生理用品の無償配布の際に、ひとり親に対する支援策をまとめたチラシを使って制度の説明をするなど、受け取る側の立場に立った周知を行う。	ア:新規・拡充
(施策7) 支援を周知するための取組					A:計画以上の実施	0	ア:新規・拡充	1
					B:計画通りの実施	1	イ:継続・維持	0
					C:未実施	0	ウ:実施予定なし	0
【分野3】合計					A:計画以上の実施	0	ア:新規・拡充	3
					B:計画通りの実施	25	イ:継続・維持	22
					C:未実施	0	ウ:実施予定なし	0
【分野1】～【分野3】合計					A:計画以上の実施	1	ア:新規・拡充	8
					B:計画通りの実施	111	イ:継続・維持	109
					C:未実施	6	ウ:実施予定なし	1